



高松市告示第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、高松広域都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年7月2日

高松市長 大西 秀人

- 1 都市計画を変更する土地の区域
高松広域都市計画道路（3・3・111 朝日町仏生山線）
縦覧に供する図書のとおり
- 2 縦覧場所
高松市都市整備局都市計画課
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで（市の休日を除く。）